

印鑑登録の手続き方法

●病気など、やむをえない理由で本人が来庁できない場合

本人来庁による申請

代理人来庁による申請

原則

照会書による方法

当日は受け付けだけで、本人であることと登録意思を確認するために自宅に照会書を郵送します。照会書の内容をよく確認のうえ、回答書欄に記入、押印し、市民課窓口を持参することにより登録が完了します。なお、印鑑登録証明書がとれるまでには日数がかかります。

受け付け

照会書を郵送

自宅

回答書を持参

登録が完了

官公署発行の身分証明書による方法

登録申請者が官公署発行の写真付き身分証明書を持参し、登録申請する方法です。その日のうちに登録が完了します。

官公署発行



身分証明書

証明書として受け付けできるもの

- ▶ 官公署発行の写真付き証明書等
- ▶ 運転免許証
- ▶ パスポート
- ▶ 外国人登録証明書

証明書として受け付けできないもの

- ▶ 健康保険証
- ▶ 学生証
- ▶ 会社や法人の身分証明書など

保証書による方法

登録申請者が、すでに狭山市で印鑑登録をしている人に保証人になってもらい、登録する方法です。その日のうちに登録が完了します。

印鑑登録申請書の中段に保証書が印刷してあります

※保証書欄は必ず保証人が自書ですべて記入し、保証人の登録印を押印してください

照会書による方法

本人申請の照会書の方法と同じですが、申請の際には代理人選任届(委任状)が必要です。登録が完了し、印鑑登録証明書がとれるまでに、日数がかかります。

代理人選任届(委任状)

〇〇〇〇のところは、

- 印鑑登録申請
- 印鑑登録廃止申請
- 印鑑登録証亡失届

の該当する事項を記入してください。

※代理人選任届(委任状)は、登録申請者本人が、自書ですべて記入してください。なお、用紙は便せんなど、適当なもので結構です

印鑑登録はどうしたらいいの？

最近、印鑑登録や印鑑登録証明にまつわる事件やトラブルが数多く発生しています。印鑑登録は、個人の印鑑を登録し、公的に証明するための重要な手続きです。

市では、印鑑登録の手続きや印鑑登録証明書の交付には慎重に行っています。

皆さんも、印鑑登録の手続きは正しく行うようにしてください。

登録の資格・条件と登録できる印鑑

- 印鑑登録ができるかた
- 狭山市に住居登録のあるかた
- 狭山市に外国人登録のあるかた
- 15歳未満のかたと禁治産者のかたは登録できません

登録できる印鑑

●注文で作ったもの

- 登録印は1人1個に限り、なお、1個の印鑑を2人以上で登録することはできません
- 印影の大きさは、一辺の長さが8mmの正方形におさまらないもの、また一辺の長さが25mmにおさまるもの



- 登録できない印鑑
- 機械で大量に作られたもの
- 変形しやすいもの(ゴム・合成樹脂製、指輪型のものなど)

登録の手続き・交付

印鑑登録ができること

市役所1階の市民課で登録できます。各出張所および各市民サービスコーナーでは登録できません。

手続きのしかた

印鑑登録は、本人申請が原則です。手続きの厳密を期するために、本人であることや登録の意思を確認します。3ページの「印鑑登録の手続き方法」を参照してください。

印鑑登録証の交付

印鑑登録が完了すると印鑑登録証(カード)を交付します。必要があれば、その場で印鑑登録証明書がとれます。印鑑登録証明書は、市民課と各出張所および各市民サービスコーナーでとることができます。

注意事項

●印鑑登録証明書の交付を申請するには、印鑑登録証(カード)を必ず持参のうえ、必要事項(住所氏名、生年月日など)を正確に記入してください

●印鑑登録証がないと印鑑登録証明書は交付できません

●印鑑登録証は、登録印と同様に大切なものです。本人が大切に保管してください

●印鑑登録証や登録印をなくされた場合は、すみやかに市民課へご連絡ください

問い合わせ

市民課へ内線138



この印鑑登録証(カード)がないと証明書の発行はできません